

各法人代表者様

鹿児島市介護保険課長  
鹿児島市長寿あんしん課長  
( 公 印 省 略 )

新型コロナウイルス感染症に伴うサービス担当者会議等の  
臨時的な取扱い及びその他周知事項について

日頃より、本市の介護保険事業にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、新型コロナウイルスによる緊急事態宣言が延長される可能性があること等を受け、本市としてのサービス担当者会議等の取扱い及びその他周知事項について、国の通知等を踏まえ、当面の間、下記の通りの取扱いといたしますので、利用者及びその家族への周知、各居宅サービス事業所等との連携等を図り、適切に対応していただきますようお願いいたします。

記

**1. サービス担当者会議について**

感染拡大防止の観点から、利用者及びその家族の参加のもとでのサービス担当者会議を開催することができないなど、「やむを得ない理由」がある場合については、利用者及びその家族を除く指定居宅サービス等の担当者を召集して行う会議や電話・メール等での照会等、いずれかの方法により柔軟に対応することを可能とします。

なお、利用者の状態に大きな変化が見られない等、居宅サービス計画の変更内容が軽微であると認められる場合には、サービス担当者会議の開催は不要です。

この場合、運営基準違反や運営基準減算に該当しませんが、支援経過記録等にその理由及び実施した代替手段等を記録しておいてください。

**2. 事業所が居宅への訪問等によるサービスに変更した場合の担当者会議について**

通所介護事業所等が当初の計画に位置付けられたサービス提供ではなく、時間を短縮しての通所サービスの提供及び訪問によるサービス等の提供を行う場合について、事前に利用者の同意を得た場合には、サービス担当者会議の実施は不要として構いません。

また、これらの変更を行った場合には、居宅サービス計画に係るサービス内容の記載の見直しが必要となりますが、これらについてはサービス提供後に行っても差し支えありません。

なお、同意については、最終的には文書による必要がありますが、サービス提供前に説明を行い、同意を得ていれば、その文書はサービス提供後に得ることとする取扱いが可能です。

**3. モニタリングについて**

感染拡大防止の観点から、利用者及びその家族に発熱の症状等がみられる場合、利用者及びその家族からの訪問拒否がある場合などについては、モニタリングを行えないことが「特段の事情」に該当するとして、電話等による代替手段により、利用者の状況を把握することを可能とします。

この場合、運営基準違反や運営基準減算に該当しませんが、支援経過記録等にその理由及び実施した代替手段等を記録しておいてください。

**4. 介護報酬における加算等の取扱いについて**

各サービスの加算等の取扱いについては、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第1報～）」や「令和元年台風第19号に伴う災害における介護報酬等の取扱いについて」で、その取扱いについての通知等が発出されておりますので、ご留意のうえ、算定を行ってください。

なお、居宅サービス計画書に基づいて、通常提供しているサービスが提供されていた場合に算定できていた加算・減算については、通知等で示されている柔軟な取扱いにより、引き続き、加算・減算を行う取扱いとしますが、今後、Q&A等によりその解釈があらたに示され、加算等の返還が生じる場合には、過誤調整での対応をお願いします。

## 5. サービス提供における留意点について

サービス提供にあたっては、感染拡大防止の観点から、個々のサービス提供の必要性を検討していただき、サービス提供を行う場合は、「換気の悪い密閉空間」などのいわゆる3つの密が起こらない対策をお願いします。

○上記1～5については、総合事業分に関しても同様の取扱いとします。

## 6. 市ホームページからの情報閲覧方法について

新型コロナウイルスに関する厚生労働省や本市等から発出された通知等の情報については、下記の2通りの方法で閲覧できますので、随時ご参照ください。

鹿児島市ホームページ <http://www.city.kagoshima.lg.jp/>

- ・トップページ → 緊急情報（鹿児島市の新型コロナウイルス感染症対策） → 【新型コロナウイルス感染症対策】事業所の皆さんへ → （介護保険事業所及び高齢者施設向け）新型コロナウイルスへの対応
- ・トップページ → カテゴリー一覧 → 健康・福祉 → 介護保険 → 新型コロナウイルス感染症への対応

## 7. インターネット等での情報収集が困難な場合の情報提供について

厚生労働省から発出された新型コロナウイルスに関連する介護保険最新情報「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについてのまとめ」を、各地域包括支援センターにおいて、紙媒体での提供を予定しておりますので、ご参照いただき、情報の把握に努めていただきますようお願いします。

なお、情報の詳細については、下記問い合わせ先にご連絡ください。

※ 上記の取扱いについては、今後、国からの通知等により、変更になる可能性があります。

### 【問い合わせ先】

〒892-8677

鹿児島市山下町1-1番1号鹿児島市健康福祉局すこやか長寿部

#### ・介護保険課給付係

電話（099）216-1280

- ・居宅介護支援、介護予防支援、小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護のケアプラン作成に関する事
- ・各種サービスの報酬（加算等）の取扱いに関する事
- ・通所サービスから居宅訪問へのサービス変更等に関する事
- ・事故報告（感染者が発生した場合）に関する事

#### ・長寿あんしん課長寿施設係

電話（099）216-1147

- ・人員基準等に関する事
- ・マスク等の保有量調査に関する事
- ・臨時休業の報告に関する事
- ・事故報告（有料老人ホーム等において感染者が発生した場合）に関する事

#### ・長寿あんしん課地域包括ケア推進係

電話（099）216-1186

- ・総合事業の制度全般に関する事